

一般社団法人 日本糖尿病学会

定 款

1985年 1月 28日 法人設立許可
1985年 2月 9日 法人設立登記
2012年 3月 21日 法人移行認可
2012年 4月 1日 法人移行登記
2012年 5月 17日 一部変更
2018年 5月 24日 一部変更
2022年 5月 12日 一部変更

2012年 5月 17日 第 6 条第 2 項変更
" 第 11 条第 2 項 (2) 変更
" 第 13 条変更
" 第 24 条第 3 項変更
" 第 25 条変更
" 第 29 条変更
" 第 31 条変更
" 第 43 条変更
" 第 50 条変更
" 第 12 章附則第 3 項変更
2018年 5月 24日 第 40 条変更
2022年 5月 12日 第 9 条 (5) 変更
" 第 16 条変更
" 第 19 条変更
" 第 20 条変更
" 第 24 条変更

一般社団法人 日本糖尿病学会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本糖尿病学会という。

2. この法人の英文名は、The Japan Diabetes Society とする。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、糖尿病に関する学理及び応用の研究調査並びにそれについての発表、知識の交換、情報の提供等を行い、糖尿病に関する研究の進歩、知識の普及を図り、もって我が国における学術の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 糖尿病に関する調査及び研究
- (2) 糖尿病に関する学術講演会、討論会及び研究会の開催
- (3) 会誌、研究報告、研究資料及び図書の刊行
- (4) 糖尿病専門医制度に関する事業
- (5) 内外の関係団体等との連絡および提携
- (6) 国民に対する糖尿病診療に関する情報の提供および啓発
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2. 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 糖尿病について学識又は研究経験のある個人
- (2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は、糖尿病学の発達に関し功績のあった者で、理事会が推薦し、社員総会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体

2. 前項1号の正会員及び2号の名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(入 会)

第7条 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第8条 この法人の会員は細則に定める会費を納入しなければならない。

2. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
3. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 第8条の支払義務を細則に定める期限内に履行しなかったとき

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第11条 理事長は、会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議を経て、懲戒することができる。

- (1) 法令又はこの定款若しくは規則等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉又は信用を毀損する行為、又は会員としての品位を損なう行為をしたとき。
2. 懲戒は次の3種とする。
- (1) 書面又は口頭による嚴重注意
 - (2) 会員資格の停止
 - (3) 除名
3. 前項第3号により会員を除名する場合は、理事会の決議を経て当該会員に除名の決議を行う社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
4. 除名は当該会員にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条、第10条、第11条によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

第4章 社員および社員総会

(総会)

第13条 総会は第6条第2項の社員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(総会の開催)

第15条 社員総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2. 定時総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催する。
3. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的事項及び召集の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 社員総会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3項第2号の規定により請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時総会が招集されない時は、招集の請求をした社員は裁判所の許可を得て臨時総会を招集することができる。
3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも7日前までに、全社員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 社員総会の議長は、その総会に出席した社員の内から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は社員一人1個とする。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、3分の1以上の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決の代理行使、および書面または電磁的方法による議決権の行使)

第20条 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、他の社員を代理人として議決権を行使させることができる。

また、理事会は、社員総会に出席できない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができる旨の決議を行うことができる。その場合は、書面または電磁的方法をもって、少なくとも社員総会の2週間前までに、全社員に通知しなければならない。

2. 前項の場合における前条の適用については、いずれもその社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長および出席した社員の中から、その総会において選出された議事録署名人2名が署名する。

第5章 役員

(役員)

第24条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上25名以内
- (2) 監事2名以内
2. 理事のうち1名を理事長、若干名を常務理事とする。
3. 前項の理事長をもって代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。
3. 理事および監事は、兼務することができない。

(理事の職務および権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長によって指名された順序に従って常務理事がその業務執行にかかる職務を代行する。
4. 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
5. 理事会は、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲以内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することが出来る。

(役員責任免除)

第 31 条 この法人は、法人法第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事会の決議（同法 113 条 1 項 1 号の額から）によって免除することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長によって指名された順序に従って理事が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第 26 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 7 章 学術評議員

(学術評議員の選出)

第 39 条 この法人には、学術評議員 500 名以上 1,000 名以内を置く。

2. 学術評議員は、正会員の中から選挙によって選出し、社員総会において定める。

(学術評議員の職務)

第 40 条 学術評議員は、理事会の意を受けて第 5 条所定の事業に参画する。

2. 学術評議員は、学術評議員会を組織し、理事会の諮問のあった事項について助言する。
3. 学術評議員は、理事候補者を社員総会に推薦することができる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て確実な方法により、理事長が保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書、収支予算書については毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（長期借入金）

第 45 条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会、総会の決議を経て、承認を得なければならない。

（事業年度）

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 47 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第 48 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配の制限）

第 49 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

（残余財産の処分）

第 50 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 条に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 51 条 この法人の公告方法は、電子公告とする。

第 11 章 細 則

（細 則）

第 52 条 この定款の施行についての細則は、理事会、総会の決議を経て別に定める。

第 12 章 附 則

1. この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は門脇孝とする。
3. 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 46 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人 日本糖尿病学会

細 則

2012年 4月 1日 施 行
2012年 5月 17日 第 41 条変更
2015年 5月 21日 一部改正
2018年 5月 24日 一部改定
2022年 5月 12日 一部改定

一般社団法人 日本糖尿病学会細則

第1章 会 員

- 第1条 会員の入会を理事会で承認したときは、本会からその旨を通知する。
- 第2条 名誉会員の推薦を社員総会において承認したときは、理事長よりその旨を通知する。
② 名誉会員は、正会員に与えられるすべての権利を有する。
- 第3条 賛助会員は、その名称または代表者を変更したときは、ただちにその旨を本会に申し出なければならない。
- 第4条 会員は、別に定める投稿規定に従って、論文その他を会誌に投稿することができる。
- 第5条 会員は本会および支部の主催する学術集会などに研究の成果を発表することができる。
- 第6条 会員は、本会および支部の行う各種の行事に参加することができる。
- 第7条 会員は1か年分の会費を所定の期日までに納入しなければならない。
この法人の会費は、次のとおりとする。
(1) 正会員 年額 13,000 円
(2) 賛助会員 年額1口 200,000 円とし、1口以上
② 定款第9条(5)に規定する会費支払い義務の履行期限は、当該事業年度の次年度の終了日とする。
- 第8条 会員は、会誌の電子的送信を受けることができる。
- 第9条 定款第11条第2項第2号に規定する会員資格の停止期間は2年を超えないものとする。
- 第10条 理事長は定款第11条第1項に規定する懲戒事由を審議するため、別に定める委員会規則に従って委員会を設ける。
- 第11条 この細則に定める事項のほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第2章 支 部

- 第12条 この法人に次の支部をおく。
1. 北 海 道支部
2. 東 北支部
3. 関東甲信越支部
4. 中 部支部
5. 近 畿支部
6. 中国・四国支部
7. 九 州支部
② 正会員及び名誉会員は前項のいずれかの支部に所属する。
- 第13条 支部には、支部長、副支部長各1名および支部幹事若干名をおく。
② 支部長、副支部長および支部幹事は、それぞれ各支部で選出し、支部長は理事長が委嘱する。
- 第14条 支部長は、当該支部の事務を統制し、支部を代表する。
② 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあったとき、または欠けたときはその職務を代行する。
③ 支部幹事は支部の事務を分担する。
- 第15条 支部長は、当該支部における重要な行事の予定および結果をその都度理事長に報告するものとする。
- 第16条 支部に関する内規は、当該支部役員会において決定する。
② 前項により定めた支部内規は、理事長に報告するものとする。
- 第17条 各支部での活動を円滑に行うため、支部長会をおく。

第3章 学術評議員

第 18 条 この法人に学術評議員をおく。学術評議員は各支部より推薦された正会員で社員総会の承認を得たものとする。ただし、学術評議員の総数は 500 名から 1000 名以内とし、候補者となりうる正会員は、就任年度の 4 月 1 日に 66 歳未満のものとする。

(学術評議員の任期)

第 19 条 学術評議員の任期は 4 年とし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員として選任された学術評議員の任期は、前任者または現任者の任期満了する時までとする。

(学術評議員の職務)

第 20 条 学術評議員の職務については、定款第 40 条を準用する。

(学術評議員の解任)

第 21 条 学術評議員の解任については、定款第 29 条を準用する。

第 22 条 各支部より選任される学術評議員の選出方法は次のとおりとする。

(1) 各支部より選任される学術評議員数は、各支部の年度当初の正会員数の比率によるものとし、理事会において決定する。

(2) 学術評議員の資格は、10 年以上本会の正会員であり、かつ糖尿病に関する研究に現に従事しているもの若しくは過去に従事したもの、又は理事会の意を受けて定款第 5 条所定の事業に現に参画しているもの若しくは過去に参画したものとする。

(3) 各支部における学術評議員の選出は、各支部所属の正会員の投票による。

(4) 理事長は、前項の結果を理事会、学術評議員会の議決を経て社員総会に報告し、その承認を得る。

第 23 条 学術評議員会は、理事長が召集する。ただし、学術評議員現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して学術評議員会の召集の請求のあったときは、その請求のあった日から 30 日以内にこれを召集しなければならない。

② 学術評議員会の召集は、少なくとも 15 日以前に、その会議に議すべき事項、日時および場所を記載した書面等をもって通知する。

第 24 条 学術評議員会は、学術評議員現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面等をもって、あらかじめ意志を表示した者および他の学術評議員を代理人として表決を委任した者は、出席とみなす。

② 学術評議員会の議事は、出席学術評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 25 条 この法人に功労学術評議員をおく。功労学術評議員は、4 月 1 日をもって 66 歳以上のもので、学術評議員を 2 期以上つとめたものとする。功労学術評議員は学術評議員会に出席できるが、議決権および投票権は有しない。

第 4 章 役員等候補者の選考

第 26 条 理事のうち、各支部より選出する理事の定員は下記の如く定め、その候補者の選考は各支部所属の学術評議員により、当該支部所属の学術評議員の中から投票によって行い、理事長はその結果を社員総会に推薦することができる。ただし、候補者となりうる学術評議員は、就任年度の 4 月 1 日に 66 歳未満のものとする。

北海道支部	1 名
東北支部	1 名
関東甲信越支部	6 名
中部支部	2 名
近畿支部	4 名
中国・四国支部	2 名
九州支部	2 名

② 前項以外に若干名の理事をおくことができる。この理事候補者は理事会において社員総会に推薦することができる。この理事の任期は、2 年をこえないものとする。

- ③ 監事候補者の選考は学術評議員会において理事を除く学術評議員の中から投票によって行い、理事長はその結果を社員総会に推薦することができる。

第5章 幹事

第27条 理事の会務の遂行をたすけるため、本部に若干名の幹事をおくことができる。

- ② 幹事は理事会において推薦し、理事長が委嘱する。
③ 幹事は有給とすることができる。

第6章 会務の分担

第28条 理事長を除く理事は、庶務、会計、編集、国際交流、学術調査研究・教育、糖尿病専門医認定、国民に対する糖尿病診療に関する情報の提供および啓発に関する会務を分担する。庶務、会計、編集、国際交流、学術調査研究・教育を担当する理事のうち各1名は常務理事とする。

第29条 庶務を分担する理事は、次の事項に当る。

- (1) 会員に関する事項
- (2) 集会に関する事項
- (3) 議案に関する事項
- (4) 事業の企画に関する事項
- (5) 外部との折衝
- (6) 文書の発受および保管
- (7) 記録の整理および保管
- (8) 物品の購入および管理
- (9) 職員に関する事項
- (10) その他庶務に関する事項

第30条 会計を分担する理事は、次の事項に当る。

- (1) 現金の出納および保管
- (2) 会費の請求および収納
- (3) 予算および決算に関する事項
- (4) 会計帳簿および証書類の整理および保管
- (5) その他会計に関する事項

第31条 編集を分担する理事は、次の事項に当る。

- (1) 編集委員会に関する事項
- (2) 会誌その他刊行物の原稿の整理および保管
- (3) 会誌その他刊行物の刊行、配布に関する事項
- (4) その他編集に関する事項

第32条 国際交流を分担する理事は、次の事項に当る。

- (1) 国際糖尿病連合（IDF）に関する事項
- (2) 諸外国の学術団体との交流に関する事項

第33条 学術調査研究・教育を分担する理事は、次の事項に当る。

- (1) 糖尿病の広域調査、研究に関する事項
- (2) 学術集会ならびに教育に関する事項

第34条 糖尿病専門医制度を分担する理事は、次の事項に当たる。

- (1) 受験者の受験資格の審査
- (2) 糖尿病専門医認定試験の実施
- (3) 専門医の認定ならびに更新

第35条 国民に対する糖尿病診療に関する情報の提供および啓発を担当する理事は、次の事項に当たる。

- (1) 外部団体との連携、共同活動への参加および協力
- (2) 国民に向けての糖尿病の予防・治療に関する情報の発信

第36条 各会務の連絡および調整等を目的として、常務理事会をおく。常務理事会は理事長および各常務理事をもって組織する。

第7章 委員会および委員

第37条 本会に次の編集委員会をおく。

- (1) 会誌「糖尿病」編集委員会
- (2) 英文誌「Diabetology International」編集委員会
- (3) 「糖尿病治療の手びき」編集委員会
- (4) 「糖尿病治療のための食品交換表」編集委員会
- (5) その他本会が編集する各種出版物

② 各編集委員は、理事会の承認を経て、理事長がこれを委嘱し、その任期は4年とし、再任をさまたげない。ただし、本細則効力発生後、最初に選任される編集委員の半数のものに限り、その任期は2年とする。この委員の後任として選任されるものの任期は、4年である。

③ 各編集委員会は、理事を含む委員若干名をもって組織し、委員長は各編集委員会の推薦に基づき、理事長がこれを委嘱する。

④ 各編集委員会は、別に定める規定に従って業務を行う。

第38条 本会に小児糖尿病委員会をおく。

② 委員は支部の推薦に基づき、理事会の承認を経て理事長がこれを委嘱する。この任期は4年とし、再任をさまたげない。

③ 本委員会は理事1名と、関東甲信越支部3名、近畿支部2名、その他の支部各1名の委員をもって組織する。但し、理事会は若干名の会員を委員として増員することができる。委員長は委員会の推薦に基づき、理事長がこれを委嘱する。

④ 本委員会は別に定める規定に従って業務を行う。

第39条 本会に日本糖尿病協会委員会をおく。

② 本委員会は、理事長を含む委員若干名をもって組織し、委員長は委員会の推薦に基づき、理事長がこれを委嘱する。

③ 本委員会は別に定める規定に従って業務を行う。

第40条 本会は、本会の目的を達成するため必要に応じ、理事会の議決を経て、その他の委員会を設けることができる。

第8章 会 誌

第41条 会誌「糖尿病」には論説、報文およびその他適当と認めた事項を掲載し、定期的にこれを発行する。

第42条 「Diabetology International」には、論説、報文および適当と認めた事項を掲載し、定期的にこれを発行する。

第9章 会長および年次学術集会

第43条 この法人に会長、次会長、次々会長各1名をおく。

② 会長の任期は1年とし、会長退任後は次会長が会長となり、次々会長は次会長となる。

第44条 理事長は次々会長を選任するにあたり選挙管理委員会を設置する。委員会は会長経験のある理事および学術評議員、並びに各支部より各1名ずつ推薦されたもので構成し、その任期は1年とする。

第45条 次々会長の選考は次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会は各支部に3名以内の次々会長候補者を推薦するよう依頼する。
- (2) 選挙管理委員会は支部から推薦された候補者の意思を確認した後、理事会に報告する。
- (3) 理事会は選挙管理委員会から報告された次々会長候補者のなかから3名以内の候補者を選出する。
- (4) 選挙管理委員会は理事会で決定された候補者に対して、学術集会に対する所信を求め、理事長に報告すると共に会員に周知する。
- (5) 学術評議員会は、以上の手続きにより選出された候補者の中から投票により次々会長1名を選

任する。

(6) 理事長は学術評議員会における前項の決定を社員総会に報告、承認を得た後、次々会長を任命する。

第 46 条 この法人は年次学術集会を会長主宰のもとに毎年 1 回開催する。

- ② 理事会は年次学術集会運営委員会を設置し、年次学術集会が円滑に行われるよう会長に助言を与える。
- ③ 運営委員会は理事若干名ならびに前会長、会長、次会長、次々会長で構成する。
- ④ 年次学術集会の開催地、期日および日数は学術評議員会の承認を得る。
- ⑤ 年次学術集会においては、次の事項を行うことができる。
 - (1) 会員の業績発表、討論会、座談会、供覧等
 - (2) 宿題報告、シンポジウム、特別講演、招待講演等
- ⑥ 会長は、学術集会の開催される 6 か月前までに、演題募集等に関し、会誌等に公示するものとする。
- ⑦ 年次学術集会における業績発表は、所定の手続を経て、会長の許可を得たものが、当該年次集会に限り、業績発表を行うことができるものとする。
- ⑧ 会長は、演題の選定に関し、委員を嘱託して、その意向をきくものとする。
- ⑨ 会長は、特別講演、シンポジウム等の選定にあたり、委員を委嘱して諮問することができる。
- ⑩ 会長は、学術集会の日程等を編成する。
- ⑪ 会長は、必要に応じて委員を嘱託し、会場の管理、運営等の事務を分担させることができる。
- ⑫ 学術集会参加者は、所定の参加費を納めるものとする。
- ⑬ 会長は、学術集会の計画予定、予算案を前以て理事会に提出し、その承認を得るものとする。学術集会に必要な経費は理事会の議を経て本会より支給する。会長は学術集会終了後速やかに決算報告書を理事会に提出するものとする。
- ⑭ 学術集会において発表された業績報告の要旨は、会誌に掲載する。

第 10 章 糖尿病学の進歩

第 47 条 この法人は、臨床医および医療従事者の糖尿病に関する知識の向上および最新の知識の普及を目的とした教育講演会「糖尿病学の進歩」を原則として毎年 1 回開催する。

第 48 条 開催方法は次のとおりとする。

- ① 理事会は、次々年度の「糖尿病学の進歩」開催支部を決定する。
- ② 指定された開催支部は、「糖尿病学の進歩」世話人を決定し、世話人は、学術評議員会にて開催地、開催期日および日数についてあらかじめ報告し、承認を得る。
- ③ 理事会は「糖尿病学の進歩」運営委員会を設置する。
- ④ 運営委員会は理事若干名、「糖尿病学の進歩」前世話人、同世話人、同次世話人、会長、次会長で構成する。
- ⑤ 世話人は、運営委員会の決定に基づき、第 47 条に記す目的に沿ったプログラムを作成する。
- ⑥ 世話人は、会誌等に開催の案内その他必要事項を掲載することができる。
- ⑦ 「糖尿病学の進歩」に参加するものは、所定の参加費を納めるものとする。
- ⑧ 世話人は、計画予定、予算案を前以て理事会に提出し、承認を得る。また、開催後は速やかに決算報告書を理事会に提出するものとする。

第 11 章 専門医制度

第 49 条 当法人に専門医制度を設置する。同制度は別途定める規定により運営するものとする。

第 12 章 分科会

第 50 条 当法人に分科会を置くことができる。

第 51 条 分科会を置く場合には、理事会の議を経なければならない。

第 52 条 分科会の運営は、別に定める各分科会会則により行う。分科会の会則を定める場合または変更する場合、およびその他重要な事項を定める場合または変更する場合は、日本糖尿病学会の承認を得なければならない。

第 53 条 分科会会長またはその代理人は、日本糖尿病学会理事会に出席することができる。

第 54 条 分科会の会員の構成は、日本糖尿病学会会員が過半数を占めるものとする。

第 13 章 雑 則

第 55 条 定款および本細則施行に関し、必要な規定は、理事会の議を経て、その都度別にこれを定める。

第 56 条 この細則を変更する場合には、理事会および社員総会の議決を経なければならない。